

協議第 4 号

平成 1 5 年 月 日確認

合併の方式について

合併の方式について別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 4 月 9 日提出

平成 1 5 年 6 月 1 3 日提出

平成 1 5 年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	1.合併の方式	調整の内容(案)	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
関係項目			

## 新設合併」と編入合併」の合併形態について

項目	新設合併(対等合併・合体合併)	編入合併(吸収合併)	最近の先進事例
定義	2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	1つ以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する(吸収すること)。	<p>新設合併 篠山市 (篠山町、西紀町、丹南町、今田町) 西東京市 (田無市、保谷市) さいたま市 (浦和市、大宮市、与野市) さぬき市 (津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町)</p> <p>編入合併 新潟市(新潟市、黒埼町) 潮来市(潮来町、牛堀町) 大船渡市(大船渡市、三陸町) つくば市(つくば市、荳崎町)</p>
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
合併市町村の名称	合併関係市町村がすべて廃されるため、新たな名称を定める。現在の市町村名にすることもできる。	基本的には編入する市町村の名称となる。ただし、合併と同時に名称の変更をすることもできる。	
事務所の位置	合併関係市町村のすべての地域から住民の利便性等を考慮して、新たに定める。	通常は編入をする市町村の事務所の位置となる。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新市長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分には変更なく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。	
議員の身分	(原則)首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失う。合併市町村の法定数による設置選挙を合併後50日以内に行う(特例)次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間に在任する。	(原則)首長と同様に編入する市町村の議員の身分は変更なく、編入される市町村の議会の議員は身分を失う(合併により著しい人口増の場合は増員選挙を行う) (特例)次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ存在する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例を採ることができる。	
農業委員会委員の身分	合併と同時に、原則すべての委員の身分を失う。ただし選挙による委員については、合併特例法において任期等の特例がある。	編入する市町村の委員の身分に変動はなく、編入される市町村の委員は原則的として身分を失う。ただし選挙による委員については合併特例法において特例がある。	
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。	
特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなる。 行政委員会の委員のうち下記については新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任するまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべて身分を失う。	
条例 規則等の取扱い	市町村の法人格が消滅することにより、すべての条例 規則が効力を失うので、新しい市町村において全ての条例 規則を制定し直す必要がある。	編入される市町村の条例 規則は効力を失うので、必要に応じ編入する市町村の条例 規則を改正することとなる。	